



平成 24 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長兼 CEO 服部 盛隆
(コード番号 8714 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員 企画部長 田原 彰
(TEL 06-4802-0013)

定款の一部変更および株式併合に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 3 期定時株主総会および普通株主による種類株主総会に定款の一部変更および株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更（その 1）

(1) 定款変更の目的

将来における金融環境の変化に柔軟に対応し、最適な資本政策の選択肢を確保するため、以下のとおり、新たな種類の株式である第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式に係る規定を新たに追加し、かかる種類株式に関する規定の整備を行うものであります。なお、第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

- ① 第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するものであります。（定款変更案 1 第 6 条第 2 項）
- ② 第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式に関する規定を追加し、あわせて不要な記載の削除等所要の変更を行うものであります。（定款変更案 1 第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2 および第 17 条の 3）

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更案 1」のとおりであります。

なお、「定款変更案 1」に係る定款変更は、各種類株主による種類株主総会において「定款変更案 1」をご承認いただくことを条件として、その効力が生じるものといたします。

2. 定款の一部変更（その 2）

(1) 定款変更の目的

当社は、下記「3. 株式併合」記載のとおり、投資単位を適正な水準に調整することを目的として当社普通株式について併合を行うとともに、かかる株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少に伴い優先株式に係る潜在的な議決権数を調整するために、第一種優先株式および第二種優先株式についても併合を行うことといたしました。かかる株式併合に備えるため、優先株式について株式併合を行わない旨の規定を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更案 2」のとおりであります。

なお、「定款変更案2」に係る定款変更は、各種類株主による種類株主総会において「定款変更案2」をご承認いただくことを条件として、その効力が生じるものといたします。

3. 株式併合

(1) 株式併合の目的

当社は、株式会社池田銀行（以下「池田銀行」といいます。）および株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」といいます。）が平成21年10月1日に実施した共同株式移転によって当社を設立した際、池田銀行および泉州銀行の普通株式を有する株主に対して、池田銀行の普通株式1株につき当社の普通株式18.5株を、泉州銀行の普通株式1株につき当社の普通株式1株を割当交付いたしました。その結果、平成24年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数（1,192,293,163株）は、近隣他行および同規模他行に比して多くなっております。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条において、一投資単位は5万円以上50万円未満の範囲内が望ましいと規定されていますが、現在当社の一投資単位はこれを下回っています。

以上を踏まえ、当社は、投資単位を適正な水準に調整することを目的として、当社の普通株式について併合を行うことといたしました。

また、かかる株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少に伴い、総株主の議決権数に対する優先株式に係る潜在的な議決権数の割合を調整するために、普通株式の併合と同一の割合で、第一種優先株式および第二種優先株式についてもそれぞれ併合を行うものであります。

今回の株式併合は、上記「定款変更案2」に係る定款変更の効力が発生すること、各種類株主による種類株主総会において当該株式併合をご承認いただくこと、ならびに第3期定時株主総会および各種類株主による種類株主総会において下記「定款変更案3」をご承認いただくことを条件として、その効力が生じるものといたします。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
 第一種優先株式
 第二種優先株式
- ② 併合比率 それぞれの種類の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 減少株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成24年3月31日現在)	普通株式	1,192,293,163株
	第一種優先株式	74,000,000株
	第二種優先株式	115,625,000株
今回の株式併合による減少株式数 (注1)	普通株式	953,834,531株
	第一種優先株式	59,200,000株
	第二種優先株式	92,500,000株
株式併合後の発行済株式総数 (注1)	普通株式	238,458,632株
	第一種優先株式	14,800,000株
	第二種優先株式	23,125,000株
株式併合後の発行可能株式総数および 発行可能種類株式総数 (注2)	発行可能株式総数	900,000,000株
	普通株式	850,050,000株
	第一種優先株式	22,200,000株
	第二種優先株式	27,750,000株
	第三種優先株式	30,000,000株
	第四種優先株式	30,000,000株
	第五種優先株式	30,000,000株

- (注1) 上記「今回の株式併合による減少株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。
- (注2) 株式併合等の効力発生を条件として、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減少させる予定です。第一種優先株式および第二種優先株式に係る発行可能種類株式総数の減少の詳細については、下記「4. 定款の一部変更（その3）」をご参照ください。また、上記「定款変更案1」に係る定款変更の効力が発生した場合には、第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式に係る発行可能種類株式総数についても減少させる予定です。その詳細は、上記「1. 定款の一部変更（その1）」および下記「5. 定款の一部変更（その4）」をご参照ください。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に従い、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して端数の割合に応じて分配いたします。

なお、当社の最近の普通株式に係る投資単位の状況は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在の当社株主構成（普通株式）		
	株主数（割合）	発行済株式数（割合）
合計数	30,831名（100.00%）	1,192,293,163株（100.00000%）
5株未満	295名（0.96%）	317株（0.00003%）
5株以上	30,536名（99.04%）	1,192,292,846株（99.99997%）

平成24年3月31日現在の当社株主構成（普通株式）		
	株主数（割合）	発行済株式数（割合）
合計数	30,831名（100.00%）	1,192,293,163株（100.00000%）
500株未満	3,082名（10.00%）	547,565株（0.05%）
500株以上	27,749名（90.00%）	1,191,745,598株（99.95%）

- (注1) 今回の株式併合を実施した場合、平成24年3月31日現在の当社株主構成では、総株主数30,831名のうち、保有株式数が5株未満の株主295名（その所有株式数の合計317株）が保有機会を失います。
- (注2) 今回の株式併合を実施した場合、平成24年3月31日現在の当社株主構成では、総株主数30,831名のうち、保有株式数が500株未満の株主3,082名（その所有株式数の合計547,565株）から上記保有機会を失う株主295名を除いた株主2,787名が単元未満株式を保有することになります。
- (注3) 当社の単元未満株式を有する株主は、当社に対して、①会社法第194条および当社定款第9条（単元未満株式の買増し）の定めにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）、または②会社法第192条の定めにより、その単元未満株式を買い取ること（買取り）を請求することができます。

(4) その他

上記の株式併合は、第3期定時株主総会において承認されることを条件といたします。

4. 定款の一部変更（その3）

(1) 定款変更の目的

- ① 上記「3. 株式併合」記載の普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）により発行済株式総数が減少することに伴い、当社の発行可能株式総数ならびに普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式に係る発行可能種類株式総数を減少するものであります。（定款変更案3 第6条）

- ② 本株式併合によって第一種優先株式および第二種優先株式を保有する株主の利益を大きく損なうことがないよう、優先配当金、残余財産分配、取得条項による取得の基準となる金額を、本株式併合における併合の割合を踏まえて変更し、あわせて不要な記載の削除等所要の変更を行うものであります。(定款変更案3 第14条第1項、第15条第1項ならびに第17条第1項および第2項)
- ③ 本株式併合以降、優先株式の併合を行わないものとし、優先株式について併合を行わない旨の規定を追加するものであります。(定款変更案3 第18条)

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更案3」のとおりであります。

なお、「定款変更案3」に係る定款変更は、上記「定款変更案2」に係る定款変更の効力が発生すること、本株式併合の効力が発生すること、および各種類株主による種類株主総会において「定款変更案3」をご承認いただくことを条件として、平成24年8月1日からその効力が生じるものといたします。

5. 定款の一部変更（その4）

(1) 定款変更の目的

上記「1. 定款の一部変更（その1）」、「3. 株式併合」および「4. 定款の一部変更（その3）」に係る議案をいずれも株主にご承認頂いた場合、上記「定款変更案1」および「定款変更案3」による変更後の定款について、上記「定款変更案3」に係る定款変更の効力の発生に伴う第一種優先株式および第二種優先株式に係る発行可能種類株式総数の減少を踏まえて、第三種優先株式、第四種優先株式および第五種優先株式についても発行可能種類株式総数を減少するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更案4」のとおりであります。

なお、「定款変更案4」に係る定款変更は、上記「定款変更案1」および「定款変更案3」に係る定款変更の効力が発生すること、ならびに本株式併合の効力が発生することを条件として、平成24年8月1日からその効力が生じるものといたします。

6. 定款の一部変更および株式併合の主要日程（予定）

- | | |
|--|------------|
| (1) 取締役会開催日 | 平成24年5月31日 |
| (2) 定時株主総会および普通株主による種類株主総会開催日 | 平成24年6月28日 |
| (3) 定款変更案1および定款変更案2の効力発生日（予定） | 平成24年6月28日 |
| (4) 本株式併合ならびに定款変更案3および定款変更案4の効力発生日（予定） | 平成24年8月1日 |

7. 平成25年3月期配当予想について

当社は、本株式併合の効力が発生した場合、平成24年5月14日に発表いたしました「平成24年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」記載の平成25年3月期の普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式それぞれの1株当たりの配当金の予想を次の算式により調整する予定です。

調整後1株当たり配当金＝調整前1株当たり配当金×併合比率

なお、かかる配当予想の調整は、本株式併合に伴う調整であり、配当金総額を見直すものではありません。

以上

別 紙

【定款変更案 1】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、4,500,000,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、4,500,000,000株とする。
② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 4,250,250,000株	普通株式 4,250,250,000株
第一種優先株式 111,000,000株	第一種優先株式 111,000,000株
第二種優先株式 138,750,000株	第二種優先株式 138,750,000株
	<u>第三種優先株式 150,000,000株</u>
	<u>第四種優先株式 150,000,000株</u>
	<u>第五種優先株式 150,000,000株</u>
第3章 優先株式	第3章 優先株式
(優先配当金)	(優先配当金)
第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。	第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。
第一種優先株式	第一種優先株式
1株につき 196円を18.5で除した金額	1株につき 196円を18.5で除した金額
第二種優先株式	第二種優先株式
1株につき 204円を18.5で除した金額（ただし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円を18.5で除した金額とする。）	1株につき 204円を18.5で除した金額（ただし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円を18.5で除した金額とする。）
	<u>第三種優先株式、第四種優先株式及び第五種優先株式</u>
	<u>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した金額。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(残余財産の分配)	(残余財産の分配)
第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。	第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。
第一種優先株式	第一種優先株式
1株につき 5,000円を18.5で除した金額	1株につき 5,000円を18.5で除した金額
第二種優先株式	第二種優先株式
1株につき 4,000円を18.5で除した金額	1株につき 4,000円を18.5で除した金額
	<u>第三種優先株式、第四種優先株式及び第五種優先株式</u>
	<u>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、発行に先立って取締役会の決議によって定める金額</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
<p>(優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない(ただし、<u>第一種優先株式を有する優先株主は、当会社の成立の日から第一種優先株式の優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</u>)。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第一種優先株式取得日」という。)をもって、第一種優先株式1株につき5,000円を18.5で除した金額に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第一種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。</p>	<p>(優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>第一種優先株式を有する優先株主、第二種優先株式を有する優先株主、第三種優先株式を有する優先株主及び第五種優先株式を有する優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</u></p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第一種優先株式取得日」という。)をもって、第一種優先株式1株につき5,000円を18.5で除した金額に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第一種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、<u>第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第三種優先株式を取得するのと引換えに、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p>④ 当社は、<u>第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p>⑤ 当社は、<u>第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第五種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第五種優先株式を取得するのと引換えに、第五種優先株式1株につき、第五種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p>⑥ 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。</p>

現行定款	定款変更案 1
(新設)	<p>(第五種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第17条の2 <u>第五種優先株式を有する優先株主（以下「第五種優先株主」という。）は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第五種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第五種優先株主がかかる取得の請求をした第五種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第五種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>② <u>取得請求期間は、第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>③ <u>当会社は、第五種優先株式の取得と引換えに、第五種優先株主が取得の請求をした第五種優先株式数に第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>④ <u>取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。</u></p> <p>(第五種優先株式の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第17条の3 <u>当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第五種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該第五種優先株式を取得するのと引換えに、各第五種優先株主に対し、その有する第五種優先株式数に第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当会社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>

(注) 現行定款において授權いただいている発行可能株式総数は増加せず、第三種優先株式、第四種優先株式及び第五種優先株式の発行を可能とする定款変更を行うものであります。このため、定款変更案1による変更後の発行可能株式総数（4,500,000,000株）と各種類の株式に係る発行可能種類株式総数の合計数（4,950,000,000株）は一致しておりません。

【定款変更案2】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案 2
<p>第3章 優先株式 (優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第18条 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または株式の分割を行わない。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>第3章 優先株式 (優先株式の分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第18条 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割を行わない。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

【定款変更案3】

(下線は変更部分を示します)

定款変更案2による変更後の定款	定 款 変 更 案 3
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,500,000,000株</u>とする。</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>4,250,250,000株</u> 第一種優先株式 <u>111,000,000株</u> 第二種優先株式 <u>138,750,000株</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>第一種優先株式 1株につき <u>196円を18.5で除した金額</u> 第二種優先株式 1株につき <u>204円を18.5で除した金額（ただし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円を18.5で除した金額とする。）</u></p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p>第一種優先株式 1株につき <u>5,000円を18.5で除した金額</u> 第二種優先株式 1株につき <u>4,000円を18.5で除した金額</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第一種優先株式取得日」という。）をもって、第一種優先株式1株につき<u>5,000円を18.5で除した金額</u>に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第一種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>900,000,000株</u>とする。</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>850,050,000株</u> 第一種優先株式 <u>22,200,000株</u> 第二種優先株式 <u>27,750,000株</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>第一種優先株式 1株につき <u>980円を18.5で除した金額</u> 第二種優先株式 1株につき <u>1,020円を18.5で除した金額</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p>第一種優先株式 1株につき <u>25,000円を18.5で除した金額</u> 第二種優先株式 1株につき <u>20,000円を18.5で除した金額</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第一種優先株式取得日」という。）をもって、第一種優先株式1株につき<u>25,000円を18.5で除した金額</u>に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第一種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>

定款変更案2による変更後の定款	定 款 変 更 案 3
<p>② 当社は、平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第二種優先株式取得日」という。）をもって、第二種優先株式1株につき4,000円を18.5で除した金額に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第二種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>③ （条文省略）</p> <p>（優先株式の分割、募集株式の割当てを受ける権利等）</p> <p>第18条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割を行わない。</p> <p>② （条文省略）</p> <p>③ （条文省略）</p>	<p>② 当社は、平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第二種優先株式取得日」という。）をもって、第二種優先株式1株につき20,000円を18.5で除した金額に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第二種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>（優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等）</p> <p>第18条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または株式の分割を行わない。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ （現行どおり）</p>

【定款変更案4】

（下線は変更部分を示します）

定款変更案1及び定款変更案3による変更後の定款	定 款 変 更 案 4																								
<p>第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、900,000,000株とする。</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>850,050,000株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>22,200,000株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>27,750,000株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td><u>150,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td><u>150,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td><u>150,000,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	850,050,000株	第一種優先株式	22,200,000株	第二種優先株式	27,750,000株	第三種優先株式	<u>150,000,000株</u>	第四種優先株式	<u>150,000,000株</u>	第五種優先株式	<u>150,000,000株</u>	<p>第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、900,000,000株とする。</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>850,050,000株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>22,200,000株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>27,750,000株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td><u>30,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td><u>30,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td><u>30,000,000株</u></td> </tr> </table>	普通株式	850,050,000株	第一種優先株式	22,200,000株	第二種優先株式	27,750,000株	第三種優先株式	<u>30,000,000株</u>	第四種優先株式	<u>30,000,000株</u>	第五種優先株式	<u>30,000,000株</u>
普通株式	850,050,000株																								
第一種優先株式	22,200,000株																								
第二種優先株式	27,750,000株																								
第三種優先株式	<u>150,000,000株</u>																								
第四種優先株式	<u>150,000,000株</u>																								
第五種優先株式	<u>150,000,000株</u>																								
普通株式	850,050,000株																								
第一種優先株式	22,200,000株																								
第二種優先株式	27,750,000株																								
第三種優先株式	<u>30,000,000株</u>																								
第四種優先株式	<u>30,000,000株</u>																								
第五種優先株式	<u>30,000,000株</u>																								